

只木ゼミ後期第8問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5
1. 焼損の意義につき、弁護側の立場では、どのような場合に未遂を認めるか。
 2. 弁護側は108条、109条1項には「公共の危険」の発生が明文では要求されていないが、「公共の危険」の惹起を処罰対象に含めるか。
 3. 弁護側は「公共の危険」をどのようなものと捉えるか。
 4. 弁護側は、放火罪の保護法益についてどのように解するか。

10

以上